

の更新となっています。しかし、発達障がいや知的障がいは生来の障がいであり、生活環境や経験により生活力が高まることはあっても、通院や投薬を行っても20歳を過ぎた方の知能指数等は原則変動しません。

全国手をつなぐ育成会連合会では、日本自閉症協会ならびに日本発達障害ネットワークと連名で、厚生労働省の機関である「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する検討会」に意見書を提出する予定です。

◆障害者総合支援法施行後3年の見直しに対して◆

平成25年に施行された障害者総合支援法も3年が経過し、5月から厚生労働省の社会保障審議会障害福祉部会で見直し作業が始まっています。

全国手をつなぐ育成会連合会では、全国の正会員から集まった意見を基に、見直し作業に併せて意見表明を行いました。

◆障害者差別解消法施行に向けた現状報告◆

障害者差別解消法が28年4月に施行されるに伴い、7月に内閣府で各省庁における同法の対応要領と対応指針について、当事者関係団体のヒアリングが開催されることになっており、全国手をつなぐ育成会連合会も参加する予定です。

この他には、9月27日・28日の日程で、名古屋市にて開催される「第2回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会」の進捗状況の報告と更なる参加の呼びかけがありました。

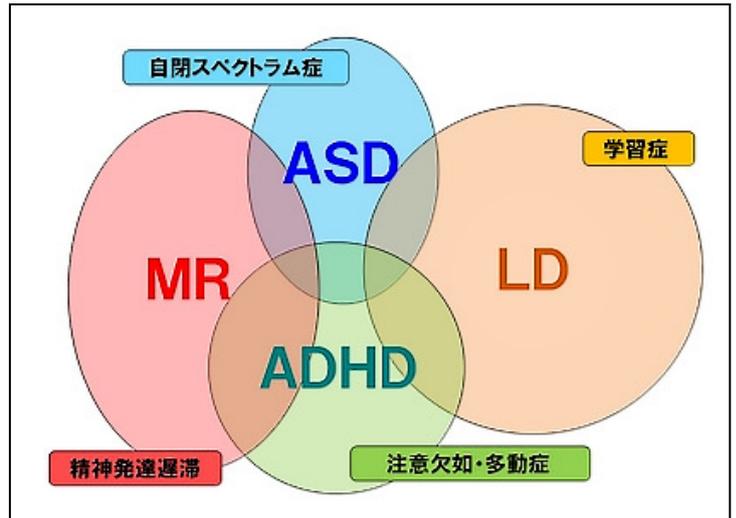
会員向け学習会が開催されました
東育成園支部 市上 恵子

7月の勉強会は、大阪市発達障がい者支援センターエルクにおおさかで、地域サポートコーチとしてご活躍中の、社会福祉士・臨床発達心理士の小林典子先生による「成人期における自立支援について」のご講演でした。

発達障がいは、現在、アメリカの診断基準で3つの種類に分類され、昨年5月の名称変更に伴い、次のように呼ばれるようになり、下の図のような関係性があるということでした。

- ①広汎性発達障がい
→ ASD 「自閉スペクトラム症」
- ②学習障がい
→ LD 「学習症」

- ③注意欠陥多動性障がい
→ ADHD 「注意欠如多動症」



今回の学習会では、①のASDに重点をおいてのご講演でした。

スペクトラムというのは連続体という意味で、虹の色は少しずつ違っていきけれど連続している、自閉症も少しずつ違いはあるけれどその違いはハッキリとはしていないところから名づけられているそうです。

一口に知的障がい・発達障がいと括れないのと同様、その支援も個別支援が重要で、基本的な支援は、「ひとりひとりの障がい特性について評価(アセスメント)し、その人に合わせた支援を考える。障がい部分の訓練・克服よりも今持っている能力を活かす。得意な部分に焦点を当て、目標はスモールステップで達成感を持たせながら」行う事が大切であり、罰を与えたり威嚇や不安をあおったり、抽象的な指示や、無意味な反省文を書かせたり、人情論に訴えるやり方や一貫性のない指示は効果の無い対応であるとのご指摘がありました。

一貫性のある対応とは、良い行動を(当たり前行動も)褒める。余計な注目はしない(悪い事で注目されようとする事には無視する) 暴れ得を認めない(ルールの明確化。ただし危険な行動は止め、パニックにはまずクールダウン) などです。

自閉症成人期の生活を導くために、パトリシア・ハウリン著『自閉症成人期に向けての準備』より本文の一部のご紹介がありました。同著では、「成人期の生活には、彼らの知的能力と言語能力は重要だがそれだけではない。特定のモノへの強い関心や特定の技能を最大限に有効に発揮できるよう継続的援助が重要。そのためには、低い期待でも過度の期待でもなく、本人の潜在能力をきちんと評価することが必要。」とされ、本人にはレジリエンス(苦境を乗り越える力)を身に